

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正について ご意見を募集します！

平成 27 年 2 月に札幌市で発生した、ビル外壁に設置されていた突出看板の一部が落下し歩行者が重傷を負った事故や、全国での同様の事故を受け、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、**静岡市屋外広告条例施行規則**を一部改正し、屋外広告物の許可更新時に実施を義務付けている安全点検について、①**堅牢な広告物**（建築基準法の規定による工作物の確認申請手続きが必要な高さ 4 m を超える広告物）の**点検実施者の資格要件を見直す**とともに、②**安全点検報告書の点検項目を細分化**します。

この規則改正（案）について、皆様のご意見を伺います。

■ 配布資料

- 意見応募用紙

■ 閲覧資料

- パブリックコメント用資料

■ 閲覧場所

- 下記の場所でご覧いただけます
 - ・ 建築総務課 窓口（市役所静岡庁舎新館 5 階）
 - ・ 各区の市政情報コーナー
 - ・ 各生涯学習施設
 - ・ 建築総務課 HP

■ ご意見の提出方法

【意見募集期間】 平成 31 年 1 月 16 日(水) から 平成 31 年 2 月 15 日(金) まで

【提出方法】 郵送、FAX、持参、建築総務課 HP から

郵送：〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 建築総務課 屋外広告物係あて

Fax：054-221-1135

建築総務課 HP：http://www.city.shizuoka.jp/726_000125.html
(電子申請システム)

【その他】 個人を特定できないように編集した上で、要旨をホームページ等で紹介させていただきますことがありますが、個人情報につきましては、厳正に管理を行い、他の目的に利用することはありません

■ お問い合わせ先

静岡市都市局建築部建築総務課

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

Tel:054-221-1123 (直通)

Fax:054-221-1135

Mail:kenchukusoumu@city.shizuoka.lg.jp



静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正に関する意見応募用紙

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正について、あなたのご意見をお聴かせください。

【ご意見のタイトル（項目、訂正箇所等）】 ※案のどの部分に対するご意見かをお書きください。
【ご意見の内容】

- ※1 複数のご意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。
- ※2 いただいたご意見は、静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおとり。」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

* 住所 (法人の場合は所在地)	
* 氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
年齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 専業主婦(夫) <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他

- ※1 *印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いします。)
- ※2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」及び「静岡市行政手続条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。

下記あて先に、郵便かファクシミリにより送信、または直接持参してください。

《送付（問い合わせ）先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

都市局建築部建築総務課屋外広告物係 静岡市役所 静岡庁舎新館5階

[電話] 054-221-1123 (直通) [ファクシミリ] 054-221-1135

締切：平成31年2月15日（金）必着

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 堅^{ろう}な広告物の点検実施者の資格要件の見直し 及び点検報告書の点検項目の細分化について

(1) 屋外広告物規制の概要

本市では屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止をするため、静岡市屋外広告物条例により屋外広告物の表示等について必要な規制内容を定めています。

(2) 屋外広告物の安全性の確保に向けた取組み及び方針

平成 27 年 2 月に札幌市で発生した、ビル外壁に設置されていた突出看板の一部が落下し歩行者が重傷を負った事故や、全国での同様の事故を受け、国土交通省は屋外広告物の安全点検についての指針等（*注）を示しました。

本市においても、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、静岡市屋外広告条例施行規則を一部改正し、屋外広告物の許可更新時に実施を義務付けている安全点検について、①堅^{ろう}な広告物（工作物の確認申請手続きが必要な高さ 4 m を超える広告物）の点検実施者の資格要件を見直すとともに、②安全点検報告書の点検項目を細分化します。

(3) 施行予定日

上記改正は、静岡市屋外広告物審議会の審議を経て、一定の周知期間をおき、点検項目（様式）については平成 31 年 10 月 1 日から、点検実施者の資格要件については平成 32 年 4 月 1 日の施行を予定しています。

（*注）国土交通省が示す指針等

- ・屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正（平成 28 年 4 月）
〔内容〕屋外広告士など専門的知識を有する者による定期的な安全点検の実施等
- ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）の策定（平成 29 年 7 月）
〔内容〕安全点検報告書の点検項目の細分化等


※静岡県、政令市（静岡市・浜松市）及びその他の県内条例制定市は、それぞれの屋外広告物条例により屋外広告物の表示等の規制をしていますが、屋外広告物の安全点検に係る事項については、県内統一の取組みをしていく方針で調整を計りました。

また、静岡県においては既に平成 30 年 10 月 23 日付けで、改正された「静岡県屋外広告物条例施行規則」が公布されています。

(4) 静岡市屋外広告物条例施行規則の改正案概要

【点検実施者の資格要件の見直し等（施行規則改正）の骨子案】

[屋外広告物の許可更新時の安全点検]

区分	許可の期間	許可更新時の安全点検		
		要否	点検実施者の資格要件	点検報告書の点検項目
^{ろっ} 堅牢な広告物 (工作物の確認申請手続が必要な高さ4mを超える広告物)	3年又は2年	要	[現状] ・屋外広告業者 ・屋外広告士 ・屋外広告物講習会修了者(注1) ・広告美術仕上げ技能士等(注2) (※管理者=点検実施者)	[現状] 6項目  [改正案] 17項目に細分化
			[改正案] ・屋外広告士 ・広告美術仕上げ技能士等 ・一級及び二級建築士 かつ屋外広告物講習会修了者 ・屋外広告物点検技能講習修了者(注3)	
その他の広告物 (貼り紙など簡易なものを除く)	2年		資格要件なし	

(注1) 屋外広告物講習会

広告物の表示等に関し必要な知識を習得させることを目的として、都道府県、政令指定都市、中核市が開催する講習会。修了者は屋外広告業の業務主任者になることができる(屋外広告物法第10条)。県内では静岡県、静岡市、浜松市がそれぞれ各年1回開催している。

(注2) 広告美術仕上げ技能士等

職業能力開発促進法に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者

(注3) 屋外広告物点検技能講習

屋外広告業の事業者団体(一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会)が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習

* 詳しくは下記 HP で確認

(一社) 日本屋外広告業団体連合会 [URL <http://www.nikkoren.or.jp/>] 又は
 静岡県広告美術業協同組合 [URL <https://shizukobi.com> ☎054-283-3000]

現在、^{ろっ}堅牢な広告物の安全点検を行っている「屋外広告業者」や「屋外広告物講習会修了者」で、改正後の資格を有していない方は、屋外広告物点検技能講習の受講や、外部への委託等の対応をお願いします。(平成32年4月から適用予定)

関連法令等

静岡市屋外広告物条例（平成 15 年 4 月 1 日 条例第 229 号） 抜粋

（許可の期間）

- 第 13 条 第 5 条又は第 6 条第 4 項若しくは第 5 項の許可の期間は、2 年以内とする。ただし、第 4 条第 3 項各号に掲げる広告物又は掲出物件については 30 日以内とし、堅³³牢な広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては 3 年以内とすることができる。
- 2 市長は、許可の期間が満了する前に申請があった場合は、当該許可の期間を更新することができる。
 - 3 第 1 項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

（管理者の設置義務）

- 第 18 条 第 5 条又は第 6 条第 4 項若しくは第 5 項の許可に係る広告物又は掲出物件（第 13 条第 1 項の堅³³牢な広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものに限る。）を表示し、又は設置する者（第 25 条において「堅³³牢な広告物等の設置者」という。）は、これらを管理する者（次項及び第 25 条において「堅³³牢な広告物等の管理者」という。）を置かなければならない。
- 2 堅³³牢な広告物等の管理者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 屋外広告業者（第 29 条の 2 第 1 項の規定によりその営業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者を除く。）
 - (2) 第 28 条第 1 項各号に掲げる者

（業務主任者の選任）

- 第 28 条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから専任の業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。
- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者（→静岡市が開催している講習会）
 - (3) 都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の他の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関する講習会の課程を修了した者（→市開催と同様の講習会）
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
 - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

関連法令等

静岡市屋外広告物条例施行規則（平成 15 年 4 月 1 日 規則第 218 号） 抜粋

（堅牢な^{ろっ}広告物等）

第 12 条 条例第 13 条第 1 項ただし書の規則で定める堅牢な^{ろっ}広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（許可の期間の更新の申請）

第 13 条 条例第 13 条第 2 項の規定による許可の期間の更新の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書（様式第 3 号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第 4 条第 3 項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

（1）申請前 1 月以内に撮影した広告物又は掲出物件のカラー写真

（2）申請前 3 月以内に行った屋外広告物点検報告書（様式第 4 号）

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 前条の堅牢な^{ろっ}広告物又はこれを掲出する物件について第 1 項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第 2 号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、条例第 18 条に規定する堅牢な^{ろっ}広告物等の管理者でなければならない。

関連法令等

【参考】 屋外広告物点検技能講習修了者について

(国土交通省改正)

■屋外広告物条例ガイドライン（案）

(点検)

第 19 条の 2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りではない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

■屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項

第 8 の 3 条例ガイドライン（案）第 19 条の 2 関係

1 (略)

2 第 1 項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。

(県改正告示)

静岡県告示第 708 号

静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 条）第 6 条第 3 項第 3 号の規定に基づき、同条同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有する者として知事が別に定める者を次のとおり定める。

平成 30 年 10 月 23 日

静岡県知事 川勝平太

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

附 則

この告示は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

